

基本目標の実現に向けた共通の基盤



環境配慮の普及・啓発

1 環境影響評価制度の的確な運用

大きな開発事業など環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものについて、その事業がどのような影響を与えるかを事業者自らが、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、県民や地方公共団体から広く環境に関する意見を聴き、これらを踏まえて、環境に配慮したより良い事業計画を作り上げていくという制度です。

県では、これまで、道路や港、土地の区画整理、ゴルフ場、廃棄物最終処分場などの環境影響評価について、環境保全の立場から意見を述べています。

2 山形県の環境マネジメントシステムの取組み

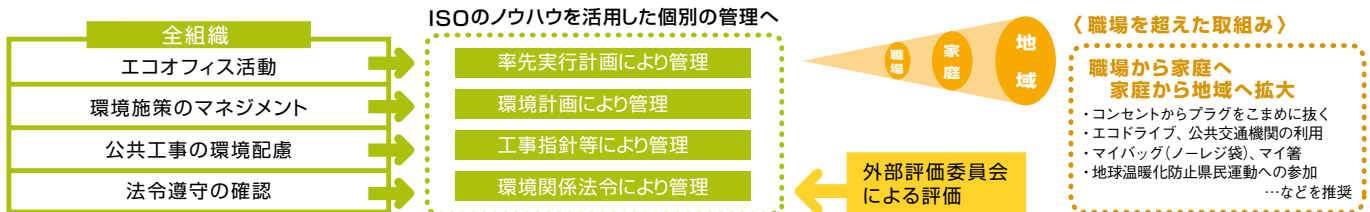
県では、平成14年2月に本庁舎でISO14001の認証を取得し、その後、順次、各総合支庁へ拡大して取り組んできました。この取組みの結果、職員に省エネ、省資源などの環境配慮の意識が定着し、ノウハウも蓄積されてきたことから、シンプルで効率的な独自の「やまがたECOマネジメントシステム」を構築し、運用しています。県は、一事業者として、引き続き、率先して環境配慮に取り組んでいきます。

3 山形県環境保全率先実行計画(第2期)の推進

大規模な消費者、事業者の立場でもある県は、率先して環境保全活動を実行するために、平成18年3月に「山形県環境保全率先実行計画(第2期)」を策定しています。

この計画では、「資源・エネルギー利用の節約とリサイクルの推進」、「用紙類の使用量の削減(ペーパーレスの推進)」、「グリーン購入等の推進」、「公共建築物等の建築、管理等にあたっての環境保全への配慮」、「イベントにおける環境への配慮」、「環境保全に関する職員の意識向上」を6つの柱として、温室効果ガス総排出量等の削減などに引き続き取り組んでいきます。

やまがたECOマネジメントシステムの取組み



「山形県環境保全率先実行計画」平成21年度実績

項目	平成21年度実績	前年度比(%)	基準年度比(%) (平成16年度比)	平成22年度目標値(%) (平成16年度比)	
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	81,617	△ 1.0	△ 12.6	△ 4.3	
燃料使用量	ガソリン (kℓ)	2,012	0.6	△ 4.8	△ 6
	軽油 (kℓ)	401	△ 2.3	△ 33.2	△ 6
	灯油 (kℓ)	2,369	△ 0.8	△ 15.8	△ 3
	重油 (kℓ)	10,609	1.8	△ 15.8	△ 3
	ガス (千m ³)	314	△ 12.3	△ 33.1	16年度実績以下
電気使用量 (千kwh)	73,206	△ 2.8	△ 7.5	△ 6	
水道使用量 (千m ³)	991	△ 4.3	△ 25.7	16年度実績以下	
用紙類使用量 (千枚)	122,723	7.4	7.7	△ 10	
ごみ排出量 (t) (可燃物と不燃物の計)	2,660	△ 0.7	△ 29.8	△ 3	

環境方針

本県は、数多くの秀麗な山々、緑豊かなブナの天然林、母なる川最上川に代表される豊かな水など美しい自然に恵まれています。このような豊かで美しい環境から私たちは多くの恵みを受けてきました。

しかしながら、近年の大量生産・大量消費を基調とする社会経済活動の進展は、自然の生態系や身の回りの生活環境、さらには地球環境に大きな影響を及ぼしてきています。

このような今日の環境問題を解決し、豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくためには、県民、事業者、行政が十分に連携を取りながら、それぞれの立場で取組みを進めることが重要です。

このため、平成11年3月に、『良好な環境の保全・創造と将来世代への継承』、『環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築』、『人と自然との共生の確保』、『地球環境保全の積極的推進』を基本理念とする山形県環境基本条例を制定しました。

この基本理念の実現に向け、山形県は、環境に関連する法令等を順守し、環境汚染の予防に努めるとともに、県のシステムを環境配慮の視点で定期的に見直し、継続的に改善しながらあらゆる活動で環境への配慮を行います。

そのため、環境に配慮する行動として、次のことに重点的に取り組めます。

- (1) 地域と地球の環境を保全するため、山形県新環境計画により環境の保全及び創造の施策を推進します。
- (2) 県は、環境に配慮した商品・サービスの購入(グリーン購入)を推進し、廃棄にあたっては、資源の有効活用や適正処理を図ります。
- (3) 県が発注する公共工事等の構想・計画から工事完了段階に至るまで、各段階に応じた環境配慮を行い環境負荷の低減に努めます。
- (4) 県が事務・事業を行うときは、環境配慮の視点を持ち、省エネルギー・省資源等に努めます。

平成18年3月22日

山形県

4 グリーン購入の推進

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に選び購入することです。

県では、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、平成14年3月に「山形県環境物品等調達基本方針」を、平成21年3月に平成21年度の調達方針を策定しました。基本方針及び調達方針に基づき、県のすべての部署において環境物品等の調達を進めています。

県公用車に電気自動車を導入

県では、平成21年10月に県内の自治体では初めて電気自動車を導入しました。現在、県の公用車として、職員が出張する際に利用をしています。

電気自動車の大きな特徴は、走行中の二酸化炭素の排出がゼロであること、エンジンを搭載しないため、とても静かな走行であることです。1回の充電により約160km走ることができます。

電気自動車は、環境に優しい車として、今後の普及が大いに期待されています。



エコキャップの県庁舎等での回収

平成21年11月下旬から廃ペットボトルキャップ（エコキャップ）の回収ボックスを県庁舎、各総合支庁舎に設置し、分別収集を開始しました。エコキャップの収益金はNPO法人エコキャップ推進協会を通じて、発展途上国の子供たちのポリオワクチン購入費として寄付しています。

平成22年4月30日現在の寄付は、エコキャップ35,400個（ワクチン44.25人分）となりました。



5 環境マネジメントシステムの普及促進

県内において、環境マネジメントに関する国際基準である環境ISO14001を取得する企業等は着実に増えています。

また、環境省が創設した、中小企業等でも取り組みやすい環境マネジメントシステムであるエコアクション21については、平成21年度末までに県内の49事業者が認証取得を受けています。エコアクション21に、環境保全の実践などの山形独自の取組み項目を追加した「山形エコアクション21」については、平成21年度末までに31の事業者が認証取得を受けています。

なお、平成21年、22年度の建設工事競争入札参加資格者の等級付け時において、ISO14000シリーズの認証取得事業者には20点、エコアクション21の取得事業者には10点を加算しています。

県では、エコアクション21の地域事務局であるNPO法人環境ネットやまがたなどと連携を図りながら、県内における環境マネジメントシステムの普及に努めているところです。

環境マイスター

「環境マイスター」とは、店頭及び営業先において、顧客に対して地球温暖化や省エネ等に関する適切な情報を提供し、環境にやさしい商品の購入を推奨することによって、地球温暖化の防止や省エネルギーの推進に貢献している人のことです。

店頭販売員で、一定期間の「環境マイスター研修」を修了し、その内容を理解した人が、環境マイスターとして、業界団体（自動車、家電、サッシ・ガラス）、京都のNPO法人環境市民、山形県地球温暖化防止活動推進センターの三者から認定されています。

山形県では、平成21年度末現在、自動車部門で437名、家電部門で85名、サッシ・ガラス部門で69名の認定者がおり、日々活躍しています。



環境マイスターのいる販売店に設置する看板

環境科学研究の国際交流

平成11年度から本県の姉妹州県である中国黒龍江省との環境研修事業を行っています。平成21年度は、3か年継続事業の初年度として、独立行政法人国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業「残留農薬分析技術の普及による松花江の環境保全支援事業」により黒龍江省等に職員を派遣し、農薬分析についての検査体制構築支援を行うとともに、同省等から研修員を受け入れ、分析の技術指導を行ってきました。また、中国語による農薬分析の標準作業手順書「黒龍江省水質、低質の農薬残留分析の手引き」を作成し同省に提供しました。

